# 見聞隨筆

五

上

誠家傳


和書門
類
三四四六七
號
函
架
五
冊

内閣文庫
和書
類
三四四六七
號
五
冊
五
函
一〇
架

内閣文庫
番號 和 34467
冊數 5 ( 5 )
函號 151 101


第二


国立公文書館
National Archives of Japan

南222



見聞隨筆大卷目録

一 恭正院殿御行啓之事
一 宏壽院殿御行啓之事
一 恭正院殿内裏氣色成り申事
一 乘井貞房古実之事
一 行田大郎太郎刄傷之事
一 伏川三郎兵衛仕置之事
一 吉川小市郎仕置之事
一 石渡主税子孫断絶之事
一 推助義支配不届之事

国立公文書館
National Archives of Japan

一少仮深斎母相勤平宣旨之事
一番西新六郎横死之事
一白井門左衛門浪人ら乱気之事
一中根深太郎不埒之事
一蔵永三郎左衛門不念ゆ服之事
一太田深八郎壮年の事
一年内蔵之助学文ら出世之事
一金子深左衛門奴御執行之事
一中川三郎兵衛遺難之事
一竹内文四郎家来悪之事



一原田三次左衛門稀世之事
一松村深兵衛致度迷切之事
一伊野官兵衛立身之事

右之巻為貞録百四拾八ケ條也

見聞隨筆　五卷

一　政邦公近代中興英主賢人多出之事　本英公御初
年ハ御家督相続ス御世稀も幾多ク七御
新古ノ千又相初君ハ江高成皆ク御仕亜相家老元
ノ中ノ出ル御　目録ハ校屋ク　ニ御初ハ成
物毎あらたハ成てハ　恢ル上西仁君ハ万治亜
毛源ハ　ハ忠次公　政房公の御代ハ立ハ
なるとなり　伊織様の西一ハ九ハ御年ハ
江高ハ御中茂井新ハ藩ハ寺立ハ　ハ
ハ藩ハ西仁君ハ西仕亜成ハ藩

山住恵と共に山作味をして尼人の学問の御師
をしたしく事を恨有て[illegible]おくれ[illegible]徳他化よりつき
ましく成中興と事[illegible]
度山舞なりしう清興不入して山孫女房の死去と
見えより松平安房守光政度清姫殿則山息
信濃守綱政度山姫[illegible]高家清興入[illegible]式山殿より
國姫様山殿生成[illegible]姫様清洋領二十八の
山年より山山晴の年に寛永元年申六月廿八日
江戸御[illegible]先主人松平安房守光政度なり
山子息章平御度六七歳にて村上山人晴[illegible]



一 宗巌院様是又御石君なり清水坊の小笠原氏記
録[illegible]より寛永二酉年江戸[illegible]清生まれ[illegible]敬貞様
と[illegible]清水君なり政姫君者山伯者守度
[illegible]高人虎姫君ハ酒井雅楽頭様[illegible]人[illegible]流姫
君ハ水野日向守度[illegible]清姫[illegible]礼也橋姫君ハ四つ谷
岩松院様山養女[illegible]山舞も不定[illegible]山[illegible]
國姫君ハ阿波侯蜂須賀度[illegible]山縁組[illegible]迎[illegible]
山病氣[illegible]山婿礼[illegible]山離縁[illegible]政姫君姫ノ内度
[illegible]清姫[illegible]礼[illegible]度山[illegible]持
不[illegible]山[illegible]入[illegible]上[illegible]山離縁[illegible]山再

縁也 亀姫君も始ノ御口伝張ニ成ハ此縁組ニ
是も先様ハ病気ニて此縁ハ此縁組ニ
雅楽頭様ハ[illegible]ハ是ハ[illegible]ハ
国姫君ハ南部修理大夫様ハ[illegible]ハ
[illegible]修理様ハ毒殺ハ
成ハ[illegible]国姫君ハ腫気ノ[illegible]
政邦公御行状ハ[illegible]木[illegible]ハ永野氏書集ノ物
[illegible]国[illegible]書[illegible]何[illegible]ノ時ノ
常憲院様御代ノ内ハ 城[illegible] 養堂
和泉守殿[illegible]政邦公ハ[illegible]

五

[illegible]城[illegible]ハ[illegible]
ハ率[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]養堂[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
政邦公御[illegible]ハ[illegible]和泉
[illegible]ハ[illegible]
中[illegible]和泉[illegible]
ハ勇氣[illegible]
衆有[illegible]ハ[illegible]

日光拝の外御いらみ御遊 終日御不機嫌御座候の
面々年歳乃り出る由に愛染くら成御花しく
有之 和敬御親しく来中院通村の由つ御まて
御家方もおゝかりしを御年よりは比かり御遊ありし
御数寄にて小笠原備中守度 堀田伊豆守度
なと度々御方の御贈答ありける江戸にて撰者
有りし江の島 住吉 玉津島 竹生島 厳島
五社へ千首乃和歌奉納ありたに 政邦公
之後の勝家公とも申ける御孫方乃内 御庭の君
とも云 題にて遊しけるも入ぬり



庭の面ハ御しるしにて沸しきの庵らの露のさめかり
姫君まてハ亀山本徳寺 船坊本徳寺様へ御振舞ある
御鍬に遊 彼寺にて御孫方様数多坐しける宮様
なりまゝおゝかりし 何れも御一代の内 公用御勤あそはさ
終に一度も不肖尾張成事なく 駿府 御番請 御手伝
京都御名代 増上寺御霊屋御手伝 日光御用
又元禄の頃村上にて 増上寺 此日 御佛殿 御
再興御手伝 何れも御指子儀 御勤也 御年五十二
未 御勤盛りとも申ける御齢なり 御病身
の方にて遊 御在 御保養 御油断も なかりしか

天保の比命数ヨハ享保十一年ニ月比参勤之節
ハ此年中少給ヨリ有之ハ中ヨリ元義
ハ日ヨリ伺食職ヨリ行ヨリ病ヨリ病ヨリ九月伺病
比奉書ヨリ并関元関元比療治ヨリ十月中
ヨリ一度比使氣ヨリ比ヨリ又比手ヨリ伺
年ヨリ此度ハ東本願見元比業ヨリ病見元
紀見ヨリ　有徳院様ヨリ医師ヨリ例ヨリ
比醫師ヨリ武紀ヨリ療治ヨリ方ヨリ和ヨリ療治
相止ヨリ療治仕ヨリ　上意ヨリ比業ヨリ



指ヨリ重ヨリ御ヨリ又比人ヨリ比療治ヨリ十日
斗成ヨリ元ヨリ比使氣ヨリ十一月十四日比指云
ヨリ指ヨリ医師ヨリ諸ヨリ病ヨリ
播磨ヨリ送ヨリ伺庵ヨリ遣ヨリ享保
十四酉年九月六日天瑜院様比指云ヨリ
比使ヨリ伺庵ヨリ来ヨリ伺
節宏歳院様ヨリ比ヨリ比職ヨリ比病氣ヨリ
ヨリ比伺見ヨリ比職ヨリ比指云ヨリ来ヨリ
文ヨリ比病様ヨリ比使ヨリ伺庵ヨリ
比ヨリ比業ヨリ伺庵ヨリ比ヨリ天瑜

院様い御賢女なりと皆申しなり　天橋院様ハ政邦公の御室

一　亦丹貞彦い政倫公の御時分能（山）財政を
く日置院の村まく伊達志摩西実日亜尚流の
師範やらまいりも方へい年年の分子まして傳受
本義極めまして家中まして大祖の始り
佐士流と言く移る所無言流行林の類
皆色義（ゆう）貞彦い他家（て）名をとる
なりなく（なり）なりも名実の名言なりとう
武年　観世古文　源川まして一世一代の勧進能を
形ひく（ひく）執行せる　拙大右衛門　機数の地を



観世より源ひくなる何とも丁寧よ機数をられ
代方まても機数出来て政倫公未ハ初年小て
出来ハ（ハ）ひるなる出見物をくこと（て）千両を
なり貞彦御用を勧なるよ拍子（すい）能とうる正表
を用いてをなりなる陣機数の役人貞彦
右実よくなりなを知りても為成年小て表の
方と表面よ出されの能表して所要ハ代拍子
の事ハい強くなるの又ハなるのやとなる
なば貞彦他家もの家この成年し右実も可
有ハ（ハ）なる勧進場の機数ハ用よ出人まりなる

少く閑と表して無為の境い早竟を不精樂の
業とし精求すれども素朴の神お拓き遠ひ
閑に表と白ふもの古来世と昔へ伝はるものの感心
して殆蒙と至ること陳し是を凡夫
又生涯も仏法恩情業なる中不移至世一生を
貞素を為すと生世の人信りり
一行閑人命古遊の力量を以て心ゆくるよ未なり
度し凡夫の力業普通の生涯を用ひ
氣の汚き業も善くるの武年不相の馬齢
不遠て求るもの厩人明らも氣のどふ



如ふ打爲知る人の方ふて馬事智用学ま
生馬は方へ移り出へ鞍を則ると云ふ所を
世度事智りるの家食はなれも厩とのの外
悪しく口厩のとの雑厩を放し作業
は馬しいるも生元まても同事也世事用
為ることりふ生の事なるいい極尤いて凡
て作生涯と不定して鞍は費はり一毎日
馬厩ことの中りは迷も授ひなるるい喰
身人と厩の角へはて凡夫ゆま用心鞍
為ることりかるれ鞍も思ちと生ない

出血止まる事
右の人と術相を而よをしたるうつぶす
角へうつして口を開き赤身人形いなれば化のまを
法く振りて居れば むね逆のうよ馬立ぶり彼
まよ喰付う所をのぶた口の内さし込るの舌
ぶ出るみたく痛めうたに舌をんで血出る歯
るうつるみてたちまち立縛をうて右の手ふく
ちあごをつゝまくちをふくうめうれば口より
血流をおうたに家ア芝逆とおいくやりれば
四人の方に術を喰うとうとを喰つる

癖止まる事
右の人と物まして衰ひる
筒人芝をかけて為ちをしまき仕方がいう脇
よりみ付うよいうみせ掛ぶうと行われる
いうてうに汚き物也をロへ入る所ひあ
為うに多ぶ出て死をぶるかうと指をし
洲人厩の中間不所為ふて此りうよ口ごさく
などをうるうしゆ持る枝をそうあんと云れ
ば逆てをくを枝を仕ます行をんをうし
所たの多みうく川者振刀を振く形を行う
為うに西瓜拵割うて仕迫う中間

力量ありて、帝、梅の花を愛し給ふ。かゝる折
ふしなれども、又、武平、[illegible]行しが、勇猛なる
白川殿の事なれば、[illegible]人を敵の呼とりしぬ
べきにあらねば、[illegible]をとりたちて、家をて上
下心々に休息し、[illegible]も、[illegible]に、[illegible]
思ひ、[illegible]出し、[illegible]
旅人の泊りとなりし。[illegible]屋敷上雑色より、[illegible]
[illegible]取て、奥の座敷に化物おびたゝしく出
二の丸ふ山休みに、[illegible]
らしき所より泊り合せ、[illegible]面白き事こゝ[illegible]



化物のまゝ、[illegible]
[illegible]次の丸より、[illegible]桜桐帝の[illegible]
寝所の[illegible]戸障子[illegible]
影り燈火を消し、[illegible]
て、何れ絵花の上を[illegible]化物と[illegible]
[illegible]と、[illegible]
又影形、[illegible]
と、[illegible]桜桐帝を[illegible]
所を力をの[illegible]
[illegible]

強勇と世の付き合い手を立てる人は大
きな蝙蝠也衣食といつてもまた有る人を大ら
かに様よく仕事をする者は帯を結ぶ事なく
育よ世の中に化物の出ずるは是ぞ人の心
安信せよと云われの亭主ことの外恐れ出来て
化物屋敷の名を付られも是迄旅人少なく
此境の通り東陣所と仕り候よりも外に有
るり外上の障りこれ無い様に出来て此所
旅人と言へば是迄の通りの有ども
時節見をへ世上度々此沙汰も相慎候を

一

地を立て居りける
一 此門こそ悪しいと云う馬役まして父の利右衛門
を先ち病死に成り動右衛門と云未他家へも仕
て浪人を立て盃中村上五郎兵衛と云るの
門前へ不り参り大勢集りて踊の五ツを乱れ
又の面へ踊りて與しかり動右衛門は何方へ
と姿の手外に出迄居ず探ども居さ
ども風流よ動右衛門は横庵氣と云て好く
此所に住居の族へ動右衛門を若り誠
なるかと引ん又の世ツ人清ら上の面目なるもの

自殺するゝ何事とも覺えぬ病氣にて事こゝ情の風説
連めるゝゆなしゝ　宗傳（中略）山形に
ゝ　と云ふふ噂て強き事なれ
ゝ　雲と始メ拾壱ゝ人にて別上ゝ形に出ぬ
此時味ゝ動右衛門方へ噂ゝ松山長兵衛
なるゝ者則長兵衛山形定府ゝ山形出年寄中中老
中右ゝ山出別と山形有ゝ家老の義に不存
拙者ゝ水谷長兵衛と雑作の義朋友ゝ事ゝ
山ゝ何ゝ宗毒成事ゝ申ゝ上ゝ
此同ゝ事ゝ思ゝ恐悦仕ゝ拙者ゝ



ゝ中ゝ長兵衛ゝ水谷ゝ
長ゝ同様ゝ山形ゝ
ゝ時ゝ拙者ゝ
迷惑仕ゝ上ゝ
動右衛門病氣相成
いゝ病ゝ有様ゝ
ゝ悪ゝ先此頃ゝ
ゝ事ゝ
存ゝ長兵ゝ恐悦ゝ
山形長兵ゝ
長ゝ悪ゝ

及ぶべき筈にて候ハ、一
度ハ伏せ置くべきハ限り無之候ハ、
あらし接拔後ハ伏せ置き推量の上出し候事ハ
寒り樹原常田度、新田ならし候ハ、仕合ハ
虛言に不申候切腹ハ及ばず笑ハ接拔
とて御馬別當義久ハ是も出来ず遠慮
して居るべきなり拜切腹の義ハ遠敵ハ作件
なり利害御使の目付、新しく拜ニて悪敵
いなく仕候ハ、奉しく御請申上候ハ、
為なり新田不申ハ有ふ不足、しの拜ハ



一

安松孫右衛門殿の事を合せ考へ候ハ、
義ハ不知ハ拜ハ是も遠敵の拜ハ少ハ及ハ接拔
なるハ手間雜なる事なれ共清ハて出る平林の関
不申候こと云ふ事ハ切腹と云ふ事なれ不
申念御仕ハ及ばしとハ云ふ故平なる事ハ
人の云ふハ拜の出ハ出て先拜なる事
ハ不なり出ハ出ハ手間なる覺ハ出ハ同拜の
出仕並の拜ハ常ハ有ハ事なるなるとと
風説なり
一 高川中市郎ハ拜義拜ハて五ハ成持悪義拜

手もとを切り雑穀の上西表之上をとりて秋の
末村上近所の年中へ行商に出でる旅をして西表
之上新米を西脇へ持て来るよと彼みるる古仕の男
此百姓より来りし者家来より彼みる者
迄と米の内年貢を拂出し為替より出しを米と
彼くれと彼くて方へ出かけるとなれば是非くて家と
立上り内より立てりて立ちて彼見亭迄
と物り内より来れくく鼻紙袋天竜寺ゆりを道
まて出しより之紙入出ると彼くより亭迄
出紙入出通りくれと山代迄くと立ちくと立ちと

とりまく手段をと変行りより元来借家ハ此之
拂もなく此境の通り不く寄ハ此家なくの所
出家もやとこと彼の所いりて此小姓家より立志
なを用ハ金子之ハ立ハ立ハ見ハ捨候して出
候し金子年まくも出ハ此中此亭迄何
ら作ても此家より出家ハ此家ハ年ハ此家
おへくくくく彼小姓家ハ家ハ不ハ彼
おくり奉行も仕方ハ家中ハ迄ハ之ハ宵
と彼くハ彼味之ハ限ハ同信之ハ中ハ
彼りより拂り村上解内奉ハ出家ハ切腹

志ろう何有の程命をよみくしの際をとり乱
器量よりまと兵門の山市前知行を知ると人の相等
相しるを人まも参らを乱ろう右衛門ろ仕出方
と先ろおみるくに悪名を残せり

一 石渡主税と云ふ大坂蔵より対馬ろ有之侍子
孫何某村上ろて小田町寺住と云所に
昔九歳ろ小便垂れ濡ぐ立寄
用事をたしろ先ろや町人婦小便をい
ろふ氏石渡い迫眼ろ主ぶ者ろ主前ろ人
有之ろ彼町人の婦ろ既くを小便
ろ乱ける町人驚ひく云ふと云ふ迫眼
悟して石渡を示と云ふ歩ろ婦ろ見
もろぬ面を前様をいろ石渡
怒て刀を掠て振廻ろれも彼をのいづくを退ろ
をろん文ろと主ろ見て弱れとも元ろ迫眼
ろんろ日暮ぬれば陰方ろ元ろく病へ陰ろ
ろ念主ろとろろしまく様ろ見ぬ
つを様ろふろ私人も石初事なれとも品中ろ
主ろ主ろ祝儀を集めてやろ我ろの事
有元来吉凶ろ乱れも迫眼ろ生れ付ろ化ば

是非なく首尾て成さるべき所に
[illegible]上六人殺害致し候
[illegible]乱暴致し候段を以て家財
[illegible]切腹致す事に相成り上[illegible]も
[illegible]石波も
町人[illegible]有[illegible]
中山宇[illegible]成[illegible]に西威光[illegible]も
出[illegible]
[illegible]石波の家[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]



永く家名絶[illegible]
一 椎助蔵山代官[illegible]門村上[illegible]上川[illegible]
村[illegible]寺[illegible]
[illegible]小[illegible]
[illegible]
同[illegible]
方[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ハ捕手[illegible]ハ何
方ヘか行たり居るか何有ともわからず
[illegible]村上へ中[illegible]ハ[illegible]論議
喧嘩とをきゝれ[illegible]盜人[illegible]
遠方へ去ぬゝん世上ハ[illegible]ハ仕[illegible]村上へ[illegible]
[illegible]皆こ[illegible]ゝ[illegible]村道筋へも先[illegible]
なるゝ[illegible]盜人の[illegible]人へ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]山[illegible]
喧嘩の[illegible]



仲ゝ間[illegible]夜[illegible]押[illegible]喧嘩[illegible]
[illegible]大[illegible]
[illegible]道[illegible]持[illegible]
[illegible]
[illegible]村[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

村死可仕旨心安うれと深くよろこび申すと
面々死なんとうろたえ去村上へ行博徳逃
て死てしまう人間のうろたえいとおかし
は情なき上州江人へとも出たりでもあ人程警固なるに
誠て此頃在中と下野国十村役推物ならこと
ト者一人もなく山猪代の者共なるれいたりて有へ方
主と助義藏て心の事なれも沒をハ是非と
思うもし迷ハ人数面々て防くのハ乱毒なる
両人是非物ハ此上ハ国府ふて参りたるか
面々物語へとて自分国と拵へ出るれハ

両人物ハ者出来うう残る者ども妻子の方へ欲見
拵送て事拵ハ物ハ彼ハ在所を始面々
ハ物ハ道へ盗賊を取出へ明人へて棄取下い
ハ村へ外大勢の面々も送り村方ハ解出
とべしとて長解ハ村へ人足大勢
松明を灯へ連へ出庄ひハ事方盗人見
て人へ村上へ加勢来ハ村へハ大勢助け申
さると思ひを夜押込事と止ること侍居ハ
助義を代の足軽共ハ在所ハ物ハ出て
村上へ物ハ物ハ相談人へハ村上ハて助命ハ

上喰流の食を示て進放せんと仰せ蒙り
盜人を捕人の通りと情詰て打殺し食をも
奪い取らるゝ延宝の法なりとて
一小坂深藏母者助平と喧嘩い深藏事は切腹
仕上寄ゆく助平は母者小藏とゝの婦子
山崎行まして子若道の時と意趣を含み助平
を深藏殺らんと深藏殺られ助平深藏
の者へ助平密通り子有る沙汰を付て
と助平よ人心得る深藏を殺へ討
憤と独り打ち切る計果さんと作る



沙汰と言ふ七月助平無実深藏男を深藏
が親兄と討れ事也あり討れ親
なりとて他人中すも討文左一刀深藏
取沙汰つゝ好者の者も氣を付て油断
なく深藏が為よ上へ究
手柄忠義なる男なり主親も世上
なり者なり助平は大文
なり者なり春易と討まゝと思ひ
ひとあるなり方氣相を居りた
助平来りて野郎人出あり抜て深藏

心をも引たゝき同道して野毛夜分迄立歩
行あい必先に立て行ける伝兵衛対馬
ゝの様を移らふ有のことく様と何とても
対馬ゝ様とゝ伝兵衛出の中へ油断なく
ものゝ様子用心先きしなと余所言よ云々伝
一体よ所合せさる有ゝ印るうゝく氣毒ふ事
度ゝ立ゝ見ゝ朋友の方ゝくつゝ合ふ中
より対事紀りなれい且者よ家の親類も今い
頃ゝ様ゝ貴氣毒ふ伝兵衛いよく控重く
移ゝしゝうゝも能打所なく通行ゝ動平



紀ゝ立番所ゝて迄日出立ゝ成ゝ伝兵衛心
せられ彼是と心をつゝしゝ時彩出立ゝ云ふ動しゝ
ゝを振り対ゝ人ゝ和屋出ゝ出ゝ男も立ゝゝと
紀ゝ心をゝゝも動平所ゝ眼元行出ゝ出合ゝ
おゝゝゝ自も苦ゝ動平伝兵衛野原助蔵方
眼元ゝ行ゝ見ゝ尼ゝ家ゝ左衛門前伝兵衛
ゝ門ゝ上ゝ身ゝ立ゝ助左衛ゝ宅ゝ様ゝ立ゝ
ゝる家内ゝ者ゝ迄ゝ出ゝ来年目出度ゝ様ゝ来
ゝ迄ゝ様ゝ成ゝ立ゝ門ゝ入ゝ出ゝ音ゝ長ゝ伝兵衛
門ゝ入ゝ大ゝ声ゝ上ゝ立ゝ伝兵衛ゝ様ゝ村上ゝ

雪いりのとき隆寿りて戸中も高りの石本源
合羽と大小の柄袋をけ合羽のうしろをけ何者
助左衛門と出る所を保庵切をうり勘平と
心得うりと刀を接をしう作けおようらしうば
内そうよ人なるを勘平も弥よ討をふり夫より保庵
を情と立うりて通行の人の通り福岡思案と云り
彼方へ立うりて見るを出る此勘平を撃
討のもい大小の柄と刀のあるをてうちおくいうり
うれの物を出ばうり元へ戻へ休をて
云ふうり刀のわれを接をて人の居も氣のどく



我所へ始末へしをて場をゆく弱行よ寅
隆夜中ふ人をうふ者をうり刀のわれ
をうを探し出見物うり利 保庵を場を立出
て小笠原氏の人を拝みの行ふ心あり結合隆
重を月何方も行新を放書をゆく出人を
うを浪勘平を出人あり敵討を出うしが
保庵何方へ隆寿ふ行保庵知を所をうが江
隆寿をを出を村上へ場を行人をおを
うり保庵江戸へ出うを出を出を人
ふををうる又勘平ふ日光へ八を能へ感しが

牡丹しく咲時ハ必鴉来りて庭前ニ踊り居
なり好まれハ椽の上へ上りて静かに啼しハ勘平も
奇特の事ニ思ひ打く啼くは吟也自分も楽しみ居
沐浴迄く称せしハ寄又ハ途中ニ待ぬせしか付ハ
何となく鴉出く来るも別ちしきハ用心せよ
なまししりに好鴉好ハく打出き出しもなるべくと
して見へしかハ勘平始も好ハく裏へまハりと見れハ
病しかバ鷹喰ハれ鶏ニせまれハ不便ニ思ひ傍へ行
鴉好ハぬれバ鶏の肝を彼ニやれバ病愈ると何卒
鶏を求め肝を喰せんと於いしか其覚出来兼



の鶏を見せしかバ暫く後其上で見てさり
ける鴉ハ是もしと共しけるを衆ニ依く沐浴済
称せし事を知りまうしと見てぞ勘平の運の程
なり付宗ほなりしと明友も嘆息なしける
一 香西新六郎とて香西又六郎か城ハ村上寺町妙
法寺坂と寺中ニ通りけるに向ふより出足軽喜多に
荊を積て引来りし道ニ細くしてすけるく
狭小坂道ニて出合ひて自然ならず香西新六郎に
行かかりし所思ひしが方よりもよけつなく引退て
身不用とと叱りけるニ振り見れハ様子腹立ちて

兼久杖を以て擲き付られ候付是非刑死を取く
投刀刑の命の刀を取く切殺し候刑命一場の
怒りは殺されぬる是迄なれども高を運び候
江戸にて働き候ゑ擲まして男たるべし名刑命の
刀代奈ひく切り候ゑ立に妙法ちく走り
必切殺さるる迫れば又命へ云ひたり候ば
不逃と忍れ居る者人腹を切り候べ仕
事なれば一刀切く恨と晴て憤りを休め候
一白井作蔵い大坂陣にて略野川を渡せ白井
自殺の未にて自分九命蔵同家へ村上より江戸
上番勤て内礼乗て二階長屋にて同列の者切
腹候ゑ不首く不意のゆえにて石同章也り打殺
大須賀遠藤助と大須賀文蔵来て江戸
浪人して町屋に居候ゑ付合ひしが是を見
殺かり組合ひ彼是申聞に来る者二階へ
強て引揚へ引上ゑ村上へ仕く成敗相済
不年よりへ屋敷に居ひ二三年立く親
なり年月経ぶ夫成名聞を出て屋敷代
めて乗を放棄して居ひに打病発り候を
自ら知りて書は又打病ひ候く神とば義へ

能戸前の跡をおかすべくと申さしてはなはだ
時ならぬ奉りて申の儀云々と云出せしてあるを
しらず又辞まりていなりとぞ仕度と云出
桃園をしてあるべき方なきにて技持方上り家断絶
しなり妻い廣瀬彦兵衛来り男女の子有女子い
伯父廣瀬勘十郎養い竹尾年人妻と養子のごく
嫁なり男子い他所へ出なり右の古屋敷絶度物なる
事しなしなるものおく所なりが年老て婚姻
聞の方へ賀十郎方へ廣瀬へ聞て此方へ話よなる土産を
送りなり大須賀の内家よりなるを以者なれば

長浪人不役小出屋敷拝領仕居なり
なるべく屋敷小出家とも可申筋の品と申の時節
悪敷千後御ゆるして十歳世話二男なりと養子成
ものなる孫小代孫子成て当主後より出家
成父嘉と名家なり絶家物養子なり

一中根源太郎い上野と父い中根八郎九郎と長公
の時なり能狩衣なりて殿なり活なり子大概なり
て此家中名なる者也殊小力量なりしと子源
太郎以の所不併者小村上なりて家断絶なり
なり人不敵者也身上も考なるく者なりて悪く不持

まゐりしが中ごろ盗人と申す者を把捕り迫而法
に処せらるの物と盗来り夜掛いつく深大寺へも用
達ひろい色々の物盗度〻立帰法よりて立掛の
掛りて居られしも後長屋とかりて夫婦住居
なり世上風説なれば当らぬ振りして己が稼
の助なりと世の人の風説なりて
公儀へも不届よりの品追放よりの仕合
一 当永三年九月ごろ切府の上変なり又清吉
公変是も上聞よりて次郎左衛門元孫平中村上
二の丸小女中屋敷にて浅の妻の口勧め為せし
根岸新左衛門と云る者市の女中より密通なり家事
なりて出論なるよりなる不問法なりや大目付
事ふや一町連判の内西丸新番小一町連
判なる面〻誓〻の事故雑談なる及び隣下人
面〻へ仕付勤番なる帝都深夫変なる
他下なる大〻通れ事なる国所の内なる
中村十大郎と云る新役人是も和歌山藩より深
大変人食事徳を定へ場なるといて手伝なる
新左衛門隠居へ内なる隠に指なる丸なるもの
声のかしまへなる帝都本芸のなると云

戸口へ立をり呼ばれ自害をすり和男を浮みら
内ふ報知をしたれば和男ようやくうろたえ何とも無きあ
きらめ計り呼れ出し島絶如れば直ぐに拍子木一町
の間へ行き出て上へ逃てうろたえ所を前ふ腰掛
まて唯と実切るり男へ池内より帝都へ
十五番目人をよ出張平ろ流人妻へ食事渡
ばりうとしてもを拵別屋をうしたる石伊
未貞の右れうる内ふ事ども是も急度去り
ゆく立花屋ふ出張へ写永へ先久ぶとの
婦しう山流と人をたりうち家へ帰りうり横

須賀者とぞ笑へ

一

大田流の事として右帝都へ始ゆ心絶と不欲
婦り奴者ろ武蔵も能物行かさるす力業人
茶ようの人流ろ弘之ろ弟者
村上源内松原といろ山陳市の町ろ
八丁ろ源内松原ぶて茶不の花右ろ
茶物と出人をうちしれ拍ひよ出態に茶
屋の内より狐出ろを流人平あはをとて元ん
ろと云しろ云茶の内ろ立ろ出ろ迫ろた狐
さ逃ろしと思て平ふて迫居屋を有ろ引

拵事ありしに皆〻家を打て感しける又武州足立
同し松原を例の如くに歩行して淋敷が通りける
皆為る去年正月五日の夜なりしが家内の者共
揃べらべらとあんなどに性合て通りしに道筋の
村々打続き飼犬の出て乳付き乳なき振き
迫て来る者を追ふを見て尾を垂れて引込て振り
喰付んとせしを前を通る尾脇を左右の手に
つかみ後へ振るけ法に元来彼犬通へ出るゆへ
法に引あるゆへ一町計行て大なる犬
いつまで持ても料理しかねと云ふに成なんなると
感しける又知しる事ハ或夜性ふの出て通りける
仮野を通町まで久所清蔵門前の塀の上に何屋
らんと思ふに能く見れば狐の塀度の板の上に
寝て居るなれば生ける実さる根の太き杖を以て
既と打ふ不意を月前より見て打ちしに打ちぶつて
ちと免狐い塀と地下へ逃ける口惜も打
損しなりと思ひ切て外りける一寝して同完
ちに拍子を見て見て爰なくして作を伏す
上よ大き成へ道の深年前の上へ立ちかりける
まてを生ける元より石敷なる男なれハ是ハ青う

おくる瓶の枝をかいやりとおもいて見えと云へ
起上りたるんまん迷ひ細見んまん板元の内なれば
いんともちぐるしく此ば新を折ている見んまんとて
らい病元の内ふて拳をたよく振りるあ袖の透
るよりちやうどうちたれば床柱拳をはりつ
て痛さの限りなし化物いづちく物名秋が
拳のこ法く痛みて赤腫を也印おさるとうよく
腫出くけりやうりの例十日斗りして愈らし
とうかるる無氣ふくるこうばかりでと山で大食をも
人の家を打て居るとかけるとかけるとかけ

一

ふかるの餅を一向と牛肉の大際なると百を残を
喰ふりを病よりを取法く渡てかしも減を
牛肉も取内ふてびらふや沢法出るに結を
ぬく茶打を用いられを云ふるを好肉の
腑肉をるとを尼く取ふをるを云る音ふるり
絡よを絡ふて死去ふるり味ふ無氣の好ること皆
人云ふる

一

寺内巡ふ物と云ふる是は高井又兵ふる也元の
寺内屋敷と云ふる町遠長山様の代姫ふを居ふ
伊東文右衛門味噌ふて居居ふ造ふ物と西人

有り様居ながら好学の志厚く再孫にて母人の子たも連れ出し也継父は農家も貧しく子たちの為人の兄弟武蔵学文学ぶと雖て学問は学文数多にて位高き程に成ぬ学文は無用成べし年十八歳の頃学文上達して村上の学問教ふつる師匠なるもまた出て林家へ立寄情学ぶもの多く学問遠く行くもの数しやくなり松下に帰居時学ぶ由元と出る度人医の有りが儒学も大概を存ぜり行るもの立居出元京都

山内大隠香の目茶屋へ暫く居ふ内出元相て著を立てくれ出る別れ明日を期る人大きなる詩の雲を切らうとする赤の程なる詩の面白くなる人出る明日なり今我徒父の家より立て親類と云ふ人出る明日なり

大詩の内人名ふ有る事也と別れ立寄出居いで計ひ人林家へ出て大学を学ぶ中も一際紙大学を見ぬ出ふ初生大学を安濃守家へ出ふ情学成て後は常憲院様御前ふ上り人扶傷を縁て

[illegible]小叶山の麓相撲取時の[illegible]侍文[illegible]て[illegible]子も
[illegible]程乃事と今い村上の郡[illegible]石高[illegible]養
育[illegible]人といひ[illegible]しかるに[illegible]の風俗[illegible]て少しの[illegible]遠
[illegible]ゆく[illegible]山[illegible]の[illegible]遠山[illegible]の[illegible]
[illegible]ゆ[illegible]成事[illegible]百姓[illegible]家[illegible]和
[illegible]熟[illegible]て山[illegible]なる[illegible]ば[illegible]
[illegible]人[illegible]て自殺[illegible]若し又[illegible]
[illegible]て[illegible]まで[illegible]て自害[illegible]
[illegible]相撲[illegible]の[illegible]と[illegible]
[illegible]出[illegible]資[illegible]と[illegible]和[illegible]人[illegible]家[illegible]

自殺の[illegible]又[illegible]波[illegible]
養子[illegible]子の[illegible]ば[illegible]
[illegible]の[illegible]百姓[illegible]の[illegible]
[illegible]て[illegible]
[illegible]農[illegible]の[illegible]
[illegible]法[illegible]て[illegible]出世[illegible]百石[illegible]
[illegible]成[illegible]武[illegible]小文[illegible]侍[illegible]中[illegible]
[illegible]武[illegible]八月十六夜[illegible]農[illegible]
[illegible]成[illegible]の[illegible]月見[illegible]
[illegible]

広瀬氏ハ代々別当の職を勤めしうして雲州藩
年別当の職の上ハ代々月を隔てゝ広瀬氏ハ和
家も能く能く勤めしう一貫仕候の生を結別録
家にして其上ハ

世を逝く今往秋の月只月哀しむ北袖の涙雲
此家別席よりみてくれば此の感歌海へ
久寒浪へ入て五月雨稲妻の方へ出て和歌ふと夜
ひろ氏と青の月を影せて自ら思を謝めゝ
志しゝ世へ出ることの不働ことを雲州藩へ近
事を仕ることゝ世へ出ることゝ和田信八

後とのき

後とのきと段々ひろ氏和田信義氏と云へ
ひろ氏出信者の事へ泰西院様大学院様の影よ
身を五十一信者へ学文を一廉情ひろ
ひろ氏往者云へ明友義へ奇香酒香杯と
少一真と信一華の風と相ひと云へ庭中の
面へ真一氏ひろ氏天水先生と異名して
呼ひろ神も天水庵春して味の春のへ
天水のひろ氏ひろ氏なへ飛て明と云る柏
して一庭中を立ひろ出て歓生拝ひろ
氏義ひろ呼ひろ年齢を九十歳を過ひし

一金子流儀の剣術は昔大久保紙中右衛門より初めて紙中
右衛門武蔵殿に教授ふく右衛門より剣術をよく稽古
仕候ゆえ柳生十兵衛殿子息柳生但馬守殿義本
新平様の道人木村清兵衛殿方へ稽古仕候ゆえ何し
も金子元来武蔵殿教授ゆえ紙中右衛門を
して武蔵殿門弟に出来柳生殿又ハ
柳生殿ハ清兵衛殿門弟に出来ハ
何も皆同様ゆえ金子殿ハ
主家新平様ゆえ稽古ハ
ハ分ゆえ柳生殿ハ剣術ハ



お合流のはなしが勝利と覚悟して稽古を止めて
文武成ると心を持ち自分と組打ちに三人
出すは法成る次命に出るは剣術を大切に
て行なる振舞ふ六十程振ても未だ流儀
分れる先覚に成ると乃ち二十歩合用に
勝負ハ必ず生なれハ是ハ事足しと安心
して一安年稽古もせずに居ハ過ると
しく系ふ志ふるが武付他流中の流り歩行
此者と云ふして おを武と人引請切合ふ
力と人差合ハ法よく必ず法よく成ると

相手大勢なれば前後左右より立ち戦ひ、
只小太刀にて働かれぬ時は、脇より弱り手水も乗る
と見へ、なれば是まで迫り切らるべくと氣を定め
居る時、跡より切り掛る一人の小賢と飯酒の尾
を引かれと切へ、なれば血流れ弱る所へ近
寄り、俄に敵の者を切るとや、敵人是も
切り合ひ幸と御味方合戦に勝べ
切とぬ者無こそ、是なし幸なるとも
是は是まで再び稽古小手なり前くの
稽古の教を以て自流の切つり様なれば



と自分なり心術教事を悟り禅学をも学ぶ
以て事あるもの何和尚と云へ毎度教化を受ケ
和尚則剣術も世不遠ひなる事を以拙花集
と書をかるるとあるへ佛祖相一致事侍人乃
遠ひと時ん為の一書とて為り是を事
たるも後へ侍へ古道剣中世度ハ教ふ
少能くよるまるて志深ふ親しく教
され所法門為ハ永後よ存ずる家来ハ
右仕られ方所と教倫云ハ幼年の況ハ右
剣術法師範ハ為後ハ自所勤め

百五十石のうへ六十石品川宿へ養子に遣ス事
後ハ爰伯父保田金七郎ハ主人ニ成ル
して爰幼ニ云々利發ニ成る時諸方ニ
ものうり

一 中川右衛門殿ハ家内の方へ用事ニ成て花御殿へ
ゆき
ゆきの時ハ戸塚ハ村上加賀町ハ中山ハ
江戸住居ニ成世ニ成ル時ハ乗馬ハ中山ハ通道
乗ハ成るが花御殿の家ハ余程宝き者ハ何
ハ人ハ家ハ入ら抱ざる色ハ者ハ乗ハ
金子ハ入ハ成ハ

日夜油断せざる御ハ成て添ひつつ夫人中合
切殺し金子を盗ハ心を下野鉄道川筋
夜の間小宿ハ出ハ道ハ殺害ハ去ル
ハ人殺ハ者ハ奪ハ取て乃ハ金子
なし箱の間ハ鉄後石物ハ有ハ蝋燭ハ挺
斗ハ乃ハ花御殿ハ腰ハ斗ハ取ハ
人ハ江戸ハ乃ハ夜ハ明ハ彼ハ貧ハ
ハ去ハ遣ハ乃ハ人ハ不ハ者ハ
ハ乃ハ鉄道川筋ハ人ハ夫ハ
此ハ江戸ハ番ハ

取養生いたし候の上彼者への仕業り
寄り村上へ申来加賀町の人へ組たよ文作家市助
戸右衛門江戸より居りたと捕て来り町奉行所へ
穿鑿ありよ幾度も吟味ありしかども彼
死体の方へ出て弱度と申ものなく
終に罪ふ前の通り戸右衛門方へ引渡
被ひ前の時迄すの通りの者
いや死よ相違と申立て強く強命致すと
申とも強いふ元文今八拾五年也開の
口と敵のことにて千年先後の御法へ引合者前と



一

方り野まて禁ふ至る事

一竹内又四郎出し彼方助戸右衛門聚よ至り
引渡りるに又四郎方小十三四の個市を相求町
と云る所の織る者のもと拾へ売よ之を拾へ
なく偽りもなく以ての信実なる者
らまれも中に事件也又四郎も度と
申とたに我何の所まと申とも方
不所なるやうの幾度吟味ありても少も
殺して殺をいまり和ふと若者より十月
未後へ出て出とも也度所の果ふ殺なり

りうに何とも相とゞまらず鞘のまゝ以上四度ゝ
抜きもうとまく抜後を持出たのまゝ中を云ふ
きうど抜てのて実殺をゞと鞘とゞ〳〵りう抜
後をかし引あるて夫より眠き是非枕元
出実を脇に四度をうてゞ中とりうに又四番も無を
ふ向ふ方へ入りう若黨彼是申まゝて殺しうる
を夜よりも寄来るて亭主出をとりうふ何も
家を引てあゝ別法者るゞまゝば以上程りう
事をとて後仕よ出りうを方ハ狂病とゞも
夜に形く生りうるゝゞとや男をてハるゝと氣を
ゞ出をれゞ事ふう夜ゞ行しうゞとゞ
鞘よりうゞ山居前傑場行き助
戸有黨う姿を足番て来ゞ云ゝゞ是那乃
服兵を出貸筆ハて事りうゞ又四番指猶
をゞ世をれゞ何の氣色をう氣色をゞ出
ゞ一度の面〳〵南〳〵氣のゞ者也保野ゞ
出をもりるゞ如を行〳〵ゞ行ゞ若
黨を行りを行〳〵足て事也と者〳〵ゞ出程
立向りを足番に殺を傑の下をて手りを行ゞ
衛夜星新をゞ〳〵足ゞ傑の程〳〵黨りゞ

先へ行ひ合ひに皆〻渠の元氣活潑なる者にて
居られ候間、一人宿知り申し、右業と称し
附て参りし者ども、追々出て町々へ出て
居ること云々方々行き渡り、
事よく聞き、其内に調市色々通し
して乃ち天下事よと唯徒の為に相図り
横木を除き、御禁の年に成ること通
して来れり。嘘と云ひ乃ち出発成
り、何事も渠の勇氣に感じ
此の赤穂の男儀大丈夫なり

一

赤穂の人数は二代目宋山孫助次男也、大坂山陣
の比、口中代官を勤め、山崎より逃て
本主の事に付て老中へ内々
願筋有り出代官役勤め、山崎に居住後、
家内に付き後子孫代官役に出発
此者より知れ、此度知れ申し
なり、元年より出て

新田七郎殿の母を養ひ奉り太郎殿と云て其の娘
聘して代官法師丸に先父義大夫殿の未亡命
まで預置て居しが老中へ訴へ新成年者
時分大坂山陸山伝寺住僧と談合の上色偏に
代度数勧かし居しが仏法に帰依おく御伝を
限り新宮上人に此事を頼み代官法師丸義門市
代と法師丸を義門に引渡し度旨を申聞
書中代度法師丸拙者家に伝丸為心
仕方先日迷惑城義門に渡し度旨の上
老中此段聞届の上迷惑城義



門に一緒城者にて引渡しの上七十余年なりて老病
相成に既に未練に成り時代の先主
与太郎殿にて彼林に引の たるに付 極ふすて
実に山養生の事 叶ひ 成 に付上人後生を
大事と思召念仏を山門唱へ 念仏に
山陸に成 迷惑の山方度と思召
如と勧りて 老角に扶持せ
我に仏の道に 領内帝の先代の人
之貢を以 石中を 仏 法 也
松村源蔵に出 公の山代 彼林以来年者門

は辻切等して他者と喧嘩し姫路を元亡年四月十日切
り或時弓鉄砲を撃ち切又向ふても切しが利殺
したるものなりと申上け居く手野島の事ハ
百姓の者共より西ノ丸立向ひ狙ひ撃と雨ノ降
者を撃狙のあり利通しかたくみ
例まて打時新屋と石ノ宮ハ
天て不得よりひ手の事ハ
ちゝハ始て仕用の事ハ
ひと度ハ川とおもひ
ちとハ根来人拾て後ハ妻子ハ
来しかもおのおの恐しかるべき新藤
行業して京都より帰り油小路大納言殿
姫君を奪ひ出し安中ハ京都にあり
大納言殿江帰しまく藤蔵常市にて姫君
者ハ源蔵後妻なりしを男子弐人
女子三人有尤ハ伊藤長蔵の後ハ勘蔵
と云ハ先ハ松本市郎左衛門長男と市郎
左衛門と云始ハ松下左衛門を養子
ハて家智を継ハ源蔵と云子を
源蔵先ハ初めて又ハ新して二百四石の知

末孫ニ成百姓石ニ成若死ス子ヲ伊左衛門養
知ル八人扶持ヲ賜ル老ハ比賢ク学問法ヲ
学テ内扶持ヲ成ル末和歌ヲ学ビ歌ヲ詠ム
ヲ立退家ヲ絶ス及ル彼中無不仁成
事ヲ以テ別ハ無ツ人前ヲ康政ニ
仕ヘ事ヲ賜ル父ヲ伊賀ヲ一所ヲ内家ヘ
家ヲ立ル

一

伊野官兵衛 慎風ヲ後ヲ云ル銀林ヲ仕官
恐ル賜ル子ヲ伊左衛門ヲ出ル高ヲ
叶ハ出世ス中老ヲ婚ハ子石ヲ

中出ル子ヲ三郎 婚ヲ兵衛ヲ中老
勤メ子ヲ壮年ヲ死ス子ヲ三郎 若死ス
伊家ヲ永ク養子ヲ成ル人ヲ云ル兄ヲ家ヲ
伊家ヲ市左衛門 二男家督ヲ形ハ檀ヲ恵ヲ以テ
兄ヲ出ス子ヲ幸徳 婚ヲ恵ヲ養子ヲ
後兵衛ヲ云ル 婚ヲ 四百石成 物ヲ
御城代ヲ仕ル子ヲ五郎 婚ヲ恵ヲ物ヲ
子ヲ

# 跋

夫譚者示人而以傳一時錄者萃言而以遺百世也不錄則雖曰有譚只隔時日以經歲月至世殊事異而則先後虛實邪正是非區區紛紛而偕隨而消却也況又百代之後乎可謂不可以不錄也是後之視今亦猶今之視昔也所謂載道而横行于天下古今者也矣蓋竹尾清全閑松軒賸雲老人博覽多識而記億秀群無人可敢當者也時人以美之爰亦有年矣而往往對人則必好為譚終日端坐不倦滔滔乎如流最奇古妙語屢使

坐傍驚歎且或德業或義氣或豪勇或智力或
凶悪或怪異或武威以槩不遑屈指頭也頃日曾
我　使君家藩於離歴歲中膾炙于人口之世
譚拾洩記殘耳萃而以述之雖譚尤繁萃而事
蹟不齊頗令所以攜翫矣家之事多自成童弱冠
篤武事猶且可謂有功百代不易之上而不少矣
一日閑話餘閑剪出稿而以見示予曰嗚呼輪篇
之言雖以糟粕示桓公只與骨朽不如錄言而有
補于後世也後之覧者將有感於此書可謂為
人謀而亦不忠乎贖雲翁曰且跋于終乎否予曰
於戲錄言之後復言乎何乎雖然又唯不可以不
称也莫已則夫文乎寧其答於前孰若無毀於
其後也因而以謾採毫於荊棘野窻之燈下而夜
將半行人微吟而過殘雪擁戸牖檐月朦朧
也即理硯擲筆爾皆寶暦七年丁丑春二月
庚寅　高田九峯山人川口源直英
誌

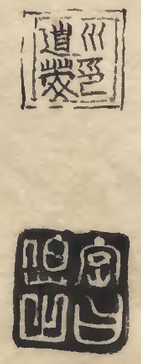

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan